

案

2023年5月16日

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一 様

町田市文化財保護審議会
会長 浜田 弘明

町田市文化財保護条例に基づく町田市指定旧跡の指定について（答申）

2023年1月24日付け22町教生総第434号で諮問のありました町田市指定旧跡の指定につきましては、町田市文化財保護審議会において審議いたしました結果、下記のとおり町田市文化財保護条例第33条第1号に規定する町田市指定旧跡に該当する旨、決しましたので答申します。

記

- ・ 資料名 凌霜館跡
- ・ 指定基準 町田市文化財指定・登録基準第1、6（2）に該当するため。

なお、概要および指定調書については別添のとおりです。

2023年度 町田市指定文化財候補〔答申〕(案)

- 1) 種 別 市指定旧跡
- 2) 名 称 凌霜館跡
- 3) 管 理 者 町田市教育委員会
- 4) 概 要

凌霜館は、野津田村出身の自由民権家であり、自由党に参加した村野常右衛門が、精神と身体の鍛錬を通して若手運動家の育成を目的に設立した文武館です。

自由党系の文武館としては全国においても先駆的で、集った若者は時事の談論、文武の研鑽をしていました。その後、明治末まで野津田村の青年会「凌霜会」の活動拠点として使われたと考えられます。凌霜館跡地は、村野常右衛門の子孫に伝えられ、1984年に市へ寄贈後、現在は自由民権資料館が建てられています。

凌霜館は、全国的に見ても先駆的な文武館であり、若手運動家の育成と活動は市域における自由民権運動の特徴をよく示しており、その後も青年の地域活動の場として継承された経緯から、その跡地は歴史的に重要な場所といえます。

(指定調書・案)

名 称：凌霜館跡

指定種別：町田市指定旧跡

所 在 地：町田市立自由民権資料館敷地内

(町田市野津田町 897-1~3、898、899-1・3、900-1)

管 理 者：町田市教育委員会

設 立 年：1883（明治16）年

沿 革：1883（明治16）年5月6日、村野常右衛門により設立され、
開場式が催される。

大正初期に売却され、野津田町並木へ移築される。

1980（昭和55）年ころに取り壊される。

1984（昭和59）年11月、村野常右衛門の孫夫妻である村野
順三・婉子両氏より凌霜館跡地として897-2・3、899-3、900-
1が市へ寄付される1986年11月、自由民権資料館開館時に「凌霜館跡」碑を敷
地内に建立する。1990（平成2）年3月、村野夫妻より市が借地部分（897-1、
898、899-1）を購入する。

法 量：移築され遺されていた建物は20坪（約66㎡）程度（推定）

現 状：野津田町897・898番地に資料館があり、野津田町899・900
番地は資料館敷地内の庭園である。指定理由：凌霜館は、野津田村の自由民権家で、日本最初の本格的な
政党自由党に参加した村野常右衛門が設立した文武館である。
自由党系の文武館は、党中央の有一館、茨城県中田文武
館、長野県小諸文武館等が知られるが、いずれも明治17年
設立であり、その前年に設立された凌霜館は全国的に見ても
先駆的である。同館は精神と身体の鍛錬を通して若手運動家
の育成を目的に設立され、集った若者は、時事の談論、文武
の研鑽をしていたことが確認できる。また、明治30年代に
組織された野津田村の青年会「凌霜会」は凌霜館から命名さ
れ、明治末まで地域活動の場であったと考えられる。凌霜館跡地は、村野常右衛門の子孫に伝えられ、1984年に
市へ寄贈後、同跡地内には現在、自由民権資料館が建てられ
ている。敷地内からは「凌霜館」の文字入り盃も発見された。全国的に見ても先駆的な文武館であり、若手運動家の育成
と活動は市域における自由民権運動の特徴をよく示しており、
その後も地域活動の場として継承された経緯は、明治期
の野津田地域を語る上で欠かせないものである。

以上の内容から、町田市指定旧跡にふさわしい。